

平成28年度大阪府委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

(訓練共通)

問)1 11月13日の説明会において、提案書のうち副本添付の様式について、「機関(法人)名」を消去することの説明があったが、「法人(機関)名」を消去する様式は、3-4号、4-1号、4-3号、6-1号の4様式でよいか。

また、消去する項目は「機関(法人)名」と「訓練科目名」の2項目でよいか。

⇒ 消去する様式は、公募要領6ページを参照されたい。

なお、消去する項目は「機関(法人)名」のみとされたい。

問)2 添付書類について、11月13日の説明会において、職業紹介事業届出書(許可証)の写しにも「原本証明が必要」と伺ったが、『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』にはそのような記載がないが、どちらで提出すればよいか。

また、不動産登記簿謄本に「原本証明が必要」とのことであるが、賃貸借契約書の写しにも原本証明が必要か。

⇒ 職業紹介事業届出書又は許可証について、原本証明をした上で提出されたい。

また、賃貸借契約書の写しについては、お見込みのとおり。

問)3 企画提案書に添付する書類のうち、原本証明する場合に必要な事項を再度ご教示願いたい。

⇒ 例えば「この〇〇(書類の名前)の写しは、原本と相違ないことを証明する」と記載した上で、日付、住所、機関(法人)名、代表者職・氏名を記載、代表者印を押印すること。

日付は、本審査受付日となるため、仮審査時は、空欄にしておくこと。

また、住所と機関(法人)名、代表者職・氏名は、様式1-1号及び1-2号に記載する内容と正確に一致していること。

複数コースを提案される場合は、原本証明をした正本の所在がわかるよう、「正本は(訓練コース番号 離職者等再就職訓練の場合)R〇〇に添付」と記載すること。

問)4 7月開講の修了式と10月開講の入校式は平成28年9月30日に設定されているが、同じ教室で7月開講と10月開講の両方を提案可能か。

⇒ 時間調整等により対応できるのであれば可能。

問)5 同一科目で、異なる開講月のコースを複数の訓練実施施設で行う場合、提案書類はまとめてもよいか、個別に必要か。

例) R05をA校で6、8月、B校で10、12月など。

⇒ 同一科目であっても訓練実施施設が異なる場合は、別提案とすること。

問)6 採択について、8月及び11月開講の2コースを希望した場合、どちらか1コースが採用される場合もあるのか。

⇒ 総得点上位事業者の希望が優先採用されるため、お見込みの結果になる場合もある。

問) 7 講師要件について、職業能力開発促進法第 30 条の 2 第 2 項で「教科に関し、学校教育法による短大または高等専門学校卒業者であり実務経験 5 年以上」との規定があるが、例えば、〇〇専門学校も対象としてよいか。

⇒ 当該専門学校が、職業能力開発促進法施行規則第 48 条の 3 に規定する高等専門学校に該当するのを確認の上、提案されたい。

(参考) http://www.geocities.jp/roudoukankei/gr/nokai_sok.html#48-3

問) 8 講師以外の訓練実施責任者、事務担当者、苦情処理責任者、就職支援責任者を 1 人で兼任することは可能か。また、事務担当者と就職支援担当者も 1 人で兼任可能か。

さらにジョブ・カード講習登録証を有する者を 1 人以上配置することとあるが、その所持者は、就職支援責任者、同担当者以外の講師や訓練実施責任者、事務担当者でもよいのか。

⇒ 大阪府委託訓練にかかる訓練実施体制については、下記のとおり訓練実施施設ごとに配置することを求めているので、参照されたい。

- ・訓練実施運営体制の責任者 1 名 (他の訓練施設との兼務は不可)
- ・選考試験実施責任者 1 名
- ・電算事務主担者 1 名
- ・就職支援責任者 1 名 (就職支援担当者との兼務は不可、また、訓練実施施設に期間中は 50% 以上常駐必要)
- ・就職支援担当者 1 名以上
- ・登録キャリア・コンサルタント 1 名以上
- ・事務担当者 2 名以上 (常時配置)
- ・苦情処理責任者 1 名以上 (訓練実施科目の担当講師の兼務不可)
- ・講師の配置 学科・・・1 名以上
実技・・・訓練受講生 15 名に 1 名以上
企業実習・・・概ね 10 名に 1 名の割合 (デュアルシステム訓練)

問) 9 定員 30 名の科目について、訓練実施期間中に中途退校等により受講生が 15 名未満となった場合、実技担当講師を 2 名から 1 名に変更することは可能か。

⇒ 差し支えない。

ただし、その場合は事前に大阪府と協議すること。

問) 10 苦情処理責任者は常勤でなくてもよいか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 11 平成 28 年度企画提案公募要領の 7 ページの審査基準のうち、(1)「訓練実施体制」の運営体制に、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構が行う「職業サービスガイドライン研修の受講」について加点要素とする項目があるが、IS029990「学習サービスマネジメントシステム」の取得をもって加点対象とはならないか。

⇒ 今年度においては、高齢・障害・求職者支援機構が行う「職業サービスガイドライン研修の受講又は受講申込み」のみを評価対象としている。

問) 12 平成 28 年度企画提案公募要領の 7 ページの審査基準のうち、(1)「訓練実施体制」の施設設備に、「訓練時間外等に利用できる教室等(自習室)が設置されている」との項目があるが、訓練時間終了後に訓練教室を開放し利用可能な状態にすれば加点要素となるのか。

また、利用時間(例えば、何時間以上等)の取り決めはあるか。

⇒ 訓練終了後に教室を開放し、受講生が利用できる状態であれば加点对象となる。利用時間は、最低 1 時間以上は確保されたい。

問) 13 平成 28 年度企画提案公募要領の 9 ページの審査基準のうち、(5)「府施策への協力」の中に、公正採用選考人権啓発推進員の設置について、「事業所単位」とあるが、この事業所とは、例えば、各地で学習塾の教室を運営している場合、その個々の教室が「事業所」にあたるのか。それとも本社(本校)が、一つの「事業所」とみなされるのか。

また、常時使用する従業員 25 人未満の事業所において一律 1 点とあるが、これは従業員数 25 人未満の事業所においては公正採用選考人権啓発推進員が設置されていなくても一律 1 点加点されるということか。

⇒ 本件の場合、各地で運営される個々の学習塾の教室が事業所にあたる。また、従業員 25 人未満の事業所に対する加点の考え方は、お見込みのとおり。

問) 14 平成 28 年度企画提案公募要領 9 ページの審査基準のうち、(5)「府施策への協力」の中の「障がい者雇用」について、実際に障がい者を雇用しているかどうかの証明はどのように行うのか。雇用保険の加入をもって雇用とみなすのか。

また、弊社は、常用労働者数が 50 人未満の事業所であるが、障がい者を雇用していることの証明書類の添付は必要か。

⇒ 常用労働者数が 50 人未満の事業所は、様式第 9 号「障がい者の雇用状況について報告書」を提出されたい。

添付書類は必要ないが、後に、虚偽の記載が発覚した場合は、受託機会の制限等、一定の措置を講ずることとなるので留意されたい。

問) 15 平成 28 年度企画提案公募要領の 9 ページ「(5)府施策への協力」に関して、「公正採用選考人権啓発推進員の設置」、「大阪企業人権協議会」「就職困難者の就労支援」については、加入証等の添付が必要か。

⇒ 証拠書類の添付は必要ないが、後に、虚偽の記載が発覚した場合は、受託機会の制限等、一定の措置を講ずることとなるので留意されたい。

問) 16 様式第 1-1 号の「6 開講可能開始月」について、例えば、8 月開講及び 11 月開講の 2 コースの開講を希望する場合は、どのように記載すればよいか。

⇒ 8 月及び 11 月の両月の開講を希望される場合は、8 月及び 11 月の第 1 希望の欄に「○」印を付されたい。

問) 17 様式第 1-1 号の「6 開講可能開始月」に、第 2 希望の欄があるが、どのような場合に使用することを想定されているのか。

⇒ 審査の結果、得点上位となった提案者の第 1 希望コースから順に開講月を決定していくが、上位提案事業者の開講希望月が第 1 希望にない場合に備え、第 2 希望の

記載を求めるものである。

問) 18 様式第 1-1 号の【デュアルシステム訓練 企業実習受入先及び所在市町村名】の欄について、離職者等再就職訓練でカリキュラムに企業実習を入れる場合もここに記載すればよいか。

⇒ 当欄は、デュアルシステム訓練の場合のみ記載されたい。

問) 19 様式第 3-1 号の(1)機関(法人)の概要等について、来年度移転予定であり、既に移転先や変更後の電話番号も確定しているが、正式な機関決定及び法人登記は本審査以降の時期となる。

申請書提出時には、各様式には現所在地等を記載すればよいか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 20 様式第 3-1 号の(2)訓練実施施設の概要について、同一コースで開講月により訓練を実施する教室のフロアが異なる場合は、どのように記載すればよいか。

⇒ 様式 3-1 号は、訓練実施施設の概要を記載いただくものであり、同一コースで開講月により訓練を実施する教室が異なる場合には、様式 3-3 号の(6)訓練実施施設概要「教室面積等」の欄に記載されたい。

なお、記載にあたっては、問 25、問 26 を参照されたい。

問) 21 教室の面積を算出する場合、柱の部分は除いて算出するのか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 22 様式第 3-3 号の「談話室・COMMONスペース」について、従来、別科の講義で使用していた広い教室(102.5㎡)がある。現在は、間仕切りをせず、教室の後方に大きめのテーブルを設置し、談話スペースとして使用しているが、この部分を「談話室・COMMONスペースとして解釈してよいか。間仕切りが必要であれば、可動式スクリーンを設置することは可能である。

⇒ 訓練実施施設内にあり、常時 5 人以上が座ることのできるテーブル、座席が配備されていること、加えて、いつでも自由に利用することが可能な部屋等であること、この条件が整っていれば「談話室・COMMONスペース」と解釈して差し支えない。

間仕切りは必須ではないが、教室スペースと区別するためには設置される方が望ましい。

問) 23 「談話室・COMMONスペース」について、教室の空きスペースに設置してもよいか。

⇒ 常時、当該スペースとして利用可能ならば構わない。
条件については、問 22 を参照されたい。

問) 24 様式第 3-3 号の「障がい者対応」の「同一建物内に障がい者対応のトイレがある」の内容について、訓練施設内に障がい者(車椅子)対応の専用トイレは無いが、1 階の職員用トイレは、バリアフリー仕様であり、車椅子対応が可能である。
また、25m 程度離れている同一敷地内に隣接する施設には、障がい者(車椅子)対応のトイレが設置されているが、この場合、チェックを入れることは可能か。

⇒ 訓練実施施設内にある職員用トイレについて、受講生が自由に利用可能とされるのであれば、チェックを入れても差し支えない。

同一敷地内であっても訓練実施施設以外の施設に設置されているものは対象とはならない。

問) 25 様式第3-3号の「教室面積等」の「同一教室を使用する他の提案科目」について、一部実技のみPC教室を複数の科目で共用使用する予定であるが、その場合はどのように記載すればよいか。

⇒ 他の訓練との重複利用がないこと、いずれの教室面積も訓練定員数で除した1人あたりの面積が1.65㎡以上あるのであれば、双方の教室面積と1人当たりの面積の平均を記載されたい。

問) 26 様式第3-3号の(6)訓練実施施設概要のうち「教室面積等」に関して、「教室面積」と「1人あたりの面積」の合計欄については、単純にそれぞれの面積を合計して記入すればよいか。

⇒ 教室面積の合計欄には、使用する教室の面積の合計を記載されたい。

また、1人あたりの面積の合計欄には、使用する教室の合計面積を定員の合計で割って得た面積(平均値)を記載すること。

問) 27 様式第3-3号の(6)訓練実施施設概要等について、例えば、介護科目の訓練実施にかかる入浴実習室等は本様式記載の施設とは別の近隣建物にあるが、その建物の賃貸借契約書及び平面図は必要か。

⇒ お見込みのとおり。

問) 28 様式第3-3号の(7)休講曜日及び訓練科目(コース)の開講時間のうち、準備講習会開講時間の欄には何の時間を記載することが求められているのか。

⇒ 本欄は「母子家庭の母等の職業的自立促進事業」にかかる準備講習の開講時間を記載する欄であり、今回は当事業の募集は行っていないため記載する必要はない。

問) 29 様式第4-1号の(2)就職支援体制について、厚生労働省の「ハローワーク求人情報オンラインサービス」を利用した求人情報のダウンロード内容が閲覧可能なパソコンを来年3月に追加で数台導入する予定であるが、閲覧可能なパソコンを5台以上「設置している」とみなされるのか。

⇒ 設置しているとみなして差し支えない。

なお、委託予定事業者となった場合は、後日、本府職員が現地確認させていただく。

問) 30 様式第4-2号について、訓練実績の入力は開講月順か。もしくは、就職率実績の高い順か。

⇒ いずれでも差し支えない。

問) 31 共同企業体で提案をする場合、就職率の実績は共同企業体としての実績を記載するのか、あるいは共同企業体を構成する機関単体の実績を記載してもよいか。

⇒ 共同企業体で提案する場合は、共同企業体での実績を記載されたい。

問) 32 様式第4-2号のイについて、弊社では求職者支援訓練を開講しており、府の委託訓練以外の就職率を記載する場合は、離職者等再就職訓練（知識等習得コース）仕様書の8ページ、○就職支援実施委託費の支払基準にある「雇用期間の定めなし」又は「4か月以上」の雇用期間で雇い入れられた者及び、自営を開始した者のみが対象ということによいか。

また、1日だけのような就職は就職率の算定対象とはならないということで相違ないか。

⇒ 様式第4-2号に記載する就職率については、「1か月以上」の雇用期間かつ「常用」、「臨時」、「パート・アルバイト」、「派遣」の雇用形態で就職した者を就職者とし、「1か月未満」の雇用期間で就職した者は就職者に含まないものとしている。

問) 33 様式第4-2号のイについて、実績が3コース以上ある場合、直近でなくてもその期間の該当コースの就職率を3コース選択してもよいか。

また、平成26年度実績は、平成26年3月30日までに終わった訓練で、就職率はその後の確定でも問題ないか。

⇒ 実績が3コース以上ある場合は、該当する期間に実施した就職率の高いコースを記載して構わない。

平成26年度の実績については、平成27年3月31日までに修了した訓練が対象となる。

問) 34 様式第5号の講師名簿について、「資格・免許等」の欄には、担当予定科目に関係する「国家資格、公的資格等」を記載することとされているが、「公的資格」とはいかなるものを指すのか。

例えば、都道府県指定の「ホームヘルパー」等の資格は含まれるのか。

民間資格についてはどうか。

⇒ 公的資格とは、民間企業や公益法人等が実施し、各省庁や都道府県等が認定する資格を指す。

民間企業が独自で実施・認定する「民間資格」はこれに該当しない。

問) 35 様式第6-1号の使用教材一覧に添付するテキスト・参考書等のコピーについて、実際の購入価格と出版社が背表紙に掲載されている価格が異なる（消費税が5%のみである）場合、仮審査時にその旨を申し出ることによいか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 36 様式第6-1号の使用教材一覧表の副本について、機関（法人）名は必ず空欄にすることとあるが、自社出版の教材を使用する場合、出版社名に記載されている弊社（法人）名も空欄にする必要があるか。

⇒ 「自社制作」と記載されたい。

問) 37 様式第7-1号の委託訓練カリキュラムについて、提案書類の提出にあたっては、様式の最下部記載の注意書き（※の部分）を削除してよいか。

⇒ 差し支えないが、留意の上作成されたい。

問) 38 様式第7-1号「科目、科目の内容、時間」について、『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の9ページに「働くことの基本ルールに関する講義」に使用するテキストが掲載されているが、これらのテキスト等の印刷料金をテキスト代に含めることは可能か。

⇒ 差し支えない。

問) 39 「働くことの基本ルールに関する講義を3時間設定すること」とあるが、独立した科目として設定しなければならないのか。
もしくは、就職支援の科目に含めることは可能か。

⇒ 学科又は就職支援のいずれかで設定されたい。

問) 40 就職支援にかかる訓練期間は、2か月訓練にあつては12時間、3か月訓練にあつては18時間、6か月訓練にあつては36時間設けることとされているが、設定時間以上に就職支援にかかる訓練時間を行うことは可能か。

⇒ 可能である。ただし、訓練の目標、仕上がり像に対応し、全体の訓練時間のバランスを考慮した設定とされたい。

問) 41 【一人親家庭の父母優先枠付】の基礎科においては、就職支援にかかる訓練のうち、「社会人基礎力」及び「コミュニケーション能力」の向上、「ビジネスマナー」等に関する講義を訓練開始当初に12時間、訓練修了直前に6時間（計18時間）以上設定することとされている。

その他の科目についても、同様に設定することとされているがその他の科目については、訓練開始時及び訓練修了時など設定時期は問わないという理解でよいか。

また、その他の科目では、前記訓練内容を3か月訓練では9時間以上とあるが、これは、就職支援にかかる訓練時間（18時間）の内数としての9時間という理解でよいか。

⇒ お見込みのとおり。

問) 42 託児施設の要件について、年齢の指定はあるか。

⇒ 仕様書記載のとおり、児童福祉法第4条に規定される小学校就学前の児童を対象とされたい。

問) 43 託児児童数の設定が定員の2分の1以上とあるが、30人定員の場合は、託児児童30人受け入れ可能として提案してもよいか。

また、15人以上受け入れた場合に託児サービスにかかる委託費は請求できるか。

⇒ お見込みのとおり。

なお、来年度契約の締結に際し、同じコースの受託実績があっても、契約金額の関係で契約保証金の納付が必要となる場合があるので留意されたい。

問) 44 託児施設について、複数個所を設定することとして構わないか。

⇒ 構わない。ただし、受け入れ条件等は同一とされたい。

問) 45 託児サービスについて、従来どおり申請書及びファイルに【託児付】として作成し、訓練コース名に【#】を付す仕様でよいか。

また、今回より【一人親家庭の父母優先枠】があるが、申請書及びファイルに、【優先付】などと記載する必要はあるか。

⇒ 一般コースと託児付コースについて、昨年度まで同じ「訓練コース番号」とし、託児付コースには「#」記号を付して区別していたが、今年度からは別々の「訓練コース番号」としたため「#」記号を付する必要はない。

また、【一人親家庭の父母優先枠付】についても、訓練コース番号で把握できるため、申請書及びファイルにその旨を記載する必要はない。

(離職者等再就職訓練)

問) 46 定員(各・人)が30人の科目の場合、提案は必ず30人でなければならないか。

30人でなくても提案可能ならば、最低人数は何人から提案可能か。

⇒ 提案にあたっては、仕様書で定める定員で提案されたい。

その他詳細は、「企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト」の2ページ「5 定員(開講可能最少人数)」の欄を参照されたい。

問) 47 3か月訓練の場合、総訓練時間が324時間の内訳について、例えば、実技を総訓練時間の50%とするなどの制約はあるか。

⇒ 制約はないが、各科目において、府が示す訓練目標と仕上がり像に対応するカリキュラムとして提案されたい。

問) 48 仕様書1ページ「3. 訓練期間・時間・年間予定総定員」では、3か月訓練の訓練時間は324時間となっているが、様式7-1号委託訓練カリキュラムの「R32 介護・福祉サービス科(3か月)」では、訓練時間の総合計が216時間となっている。どちらが正しいのか。

⇒ 324時間が正しい。

ホームページ掲載の仕様書を差し替えているので参照されたい。

問) 49 仕様書5ページ「9 訓練内容」に、就職支援に関する総訓練時間が記載されているが、訓練時間の増減は認められるのか。また、その上限はあるか。

⇒ 仕様書に記載している設定時間は必須である。

なお、問40も参照されたい。

問) 50 訓練コースをR01で提案する場合、就職支援に関する総訓練時間について3か月訓練にあつては18時間設定すること。「社会人基礎力」及び「コミュニケーション能力」の向上と「ビジネスマナー」等に関する講義を3か月訓練にあつては9時間以上設けるよう配慮すること。とあるが、18時間のうち9時間以上設定するのか。または、18時間に9時間を加えて27時間以上設定するのか。

⇒ 問41を参照されたい。

問) 51 仕様書5ページの「9 訓練内容」の就職支援に関する内容で、「社会人基礎力」は学科で設定しなければならないのか。

例えば、実技としてPCメールの講義などは該当するのか。

⇒ 就職支援に関する内容は、様式7-1 委託訓練カリキュラム記載の「就職支援」の科目で設定されたい。

問) 52 仕様書6ページ記載の「10 訓練スケジュール」について、3か月訓練の場合の総訓練時間数は324時間であるが、必ず1か月あたり108時間ずつ訓練時間を振り分けなければならないか。

⇒ 1か月あたり16日以上かつ100時間以上の訓練日数、訓練時間が確保されるよう設定されたい。

問) 53 各月の訓練日数や訓練時間の設定に制約がある場合、ゴールデンウィークや、お盆休み、年末年始などの大型連休がある月については、どのように対応すればよいか。

⇒ 委託先候補となった事業者様を対象に大阪府から訓練日数や訓練時間設定にあたっての標準日程表をお示しすることとなるので、委託先候補となった際に参照されたい。

問) 54 仕様書6ページ記載の就職活動日について、原則月1回以上設定することとされているが、訓練時間の確保が困難な月は設定しなくてよいか。

また、大型連休等で設定できない月は、翌月等訓練期間中に振り替えなければならないのか。

⇒ 問53を参照されたい。

(デュアルシステム訓練)

問) 55 デュアルシステム訓練について、8月開講及び11月開講の2コースを提案予定であるが、訓練(企業実習を除く)に使用する教室が1つの場合、2コースを提案することは可能か。

例えば、8月開講の修了式(11月30日)は、11月開講の訓練を就職活動日にあて教室を使用しないこととし、また、11月開講の入校式(11月1日)は、8月開講の企業実習期間となるため教室を使用しないこととして調整。それぞれ教室が重複しないよう設定を考えている。

⇒ お見込みのとおり。

ただし、教室の重複がないよう日程の設定には十分配慮されたい。

問) 56 訓練コース番号D07「経理事務エキスパート実践科」について、特定の会計ソフト(弥生会計)のみでカリキュラムを設定しないといけないか。

⇒ 訓練目標に記載のとおり、会計ソフト(弥生会計)の操作技術習得のためのカリキュラム設定は必須であるが、その他ソフトを使用したカリキュラムの設定を妨げるものではない。

(介護福祉士養成科)

問) 57 様式第4-2号のウについて、平成25年度の在学期間が「平成25年4月1日～平成29年3月31日」となっているが、様式第4-2号では、平成25年度の訓練期間が「平成24年4月1日～平成26年3月31日」となっている。
どちらの期間が正しいのか。

⇒ 様式第4-2号のウ記載の在学期間は、平成25年4月1日に入学した本科生の在学期間(2年間)を指しており「平成25年4月1日～平成27年3月31日」が正しい。

また、様式第4-2号の※印に記載の平成25年度の就職状況は、平成24年4月に開講し、平成26年3月末に修了した訓練を対象としているため、記載の期間で間違いはない。